

「魚沼市議会基本条例」制定に係るパブリックコメント募集の結果について

| | |
|---------------|---|
| パブリックコメント募集期間 | 平成26年1月24日から平成26年2月24日まで |
| 提出された件数 | 8人、61件 |
| 公表資料 | 魚沼市議会基本条例（案）へのパブリックコメント及び市議会の考え方 |
| 結果の公表場所 | <ul style="list-style-type: none">・魚沼市ホームページ・議会事務局（市役所広神庁舎）・各市民センター・北部振興事務所及び入広瀬分室窓口 |
| 担当部署 | 魚沼市議会事務局 〒946-8555 魚沼市今泉1488番地1 TEL 025-799-4602 FAX 025-799-2250 Eメール gikaizimu@city.uonuma.niigata.jp |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----|--|---|---|
| 1 | 前文 | 地方分権改革が進展し、地方自治体の自己決定・自己責任と市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。 こうした中、市民が直接選挙で選ぶ首長と議会議員は、二元代表制の下で、その責務を果たすことが求められている。すなわち、この二つの代表機関は、それぞれの異なる特性を生かして市民の意見を的確に反映させるため相互の抑制と均衡を図り、協力協働しながら最良の意思決定を導く使命が課せられている。 | 「地方自治体の自己決定、自己責任・・・が不可欠になっている」とあるが、この表現は、地方自治の土台として不可欠な地方交付税制度を解消し、都市と農村の格差を極度に拡大する構想に道をひらく表現であり、魚沼市議会としてとるべき立場ではないと考える。 | 「地方自治体の自己決定、自己責任・・・が不可欠になっている」は「地方分権改革が進展し、」にかかるものであり、これにより法律で制度化されている地方交付税制度の解消等につながるものとは考えていませんが、「不可欠になっている」を「求められている」に修正します。 |
| 2 | | 平成16年11月1日、6町村で合併した魚沼市は、極めて広い行政区域を有している。魚沼市議会は、そこに暮らす市民の福祉向上と地域における民主主義の発展のため、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を尊重し、地域の課題の把握に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策提言及び政策立案を積極的に行う必要がある。さらに、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにしていかなければならない。 | 議会が市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めたものであると明記されてあることに安心と信頼、融和な姿勢を感じる。 | ご意見として承ります。 |
| 3 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 首長と議会議員が二つの代表機関ということだが、機関ということにやや違和感を覚える。特に首長が「機関」ということはピタッとこない。行政なら機関というのは納得できる。解説にも二元代表制のことが書いてあるが、「すなわち、市長と議会とは、それぞれの・・・」としてはどうか。 | 憲法第93条で、地方議会は議事機関と規定され、また、市長は地方公共団体の長として執行機関の代表であることから表記しましたが、ご指摘の表記がわかりやすいため、「この二つの代表機関は、」を「市長と議会は、」に修正します。 |
| 4 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 「二つの代表機関は・・・協力協働しながら」とあるが、首長と議会との関係は、相互の抑制と均衡を図りながら、住民の福祉に寄与することを目指すものであって、その過程においては、協力協働もあれば対立闘争もあり得るという関係であって、その意味で、原案の表現は正確さを欠くと考える。 | 協力協働の前に「相互の抑制と均衡」と明記していますが、ご意見を取り入れ、「均衡を図り、協力協働しながら」を「均衡を図りながら協働し」に修正します。 |
| 5 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 「6町村」という書き方をしているが、合併以来、公文書では「6か町村」という表記をしているので統一すべき。 | ご指摘のように「6か町村」に修正します。 |
| 6 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 「魚沼市は、極めて広い行政区域を有している」は、魚沼市を一言で表現していると思う。地理的広さと合わせ、世界でも有数の豪雪地(特に魚沼市穴沢～魚沼市西名はNHKの天気予報報道で有名)であり「豪雪地」という言葉はどうしても必要と考える。 | そのように考え、「極めて広い行政区域を有している」を「極めて広い行政区域を有しており、日本有数の豪雪地帯である」に修正します。 |
| 7 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 前文は条例の精神やその目的等をまず冒頭に示すものであり崇高なもの、それなりの文章表現が求められる。その意味では前文を設けたのは賛同できるが、文章が長いという感じするので、もう少し簡潔に短くまとめたほうがよいと思う。 | 「さらに、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにしていかなければならない。」を削除します。 |
| 8 | | 魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。 | 魚沼市まちづくり基本条例の前文は「ですます調」で表記したが、本前文はそうではないのでいかにも硬い感じを受ける。市民にはもう少しやわらかい表現のほうが理解を得やすい。 | ご意見として承ります。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|--------------|--|--|--|
| 9 | 第1条(目的) | この条例は、二代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 10 | 第2条(議会の活動原則) | 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 議決責任を深く認識し、市及び議会の意思決定を行うこと。 (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4) 政策提言及び政策立案に取り組むこと。 (5) 市政の課題並びに議案等の審議、審査の経過及び議決結果について、市民への説明責任を果たすこと。 (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。 (7) 議員間の自由で活発な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。 | 議員の皆様の常日頃の活動が問われ、なおかつ市民の信頼に応える資質を問われ市民へダイレクトに繋がりを感じることもあると思われる。私たち市民はそこに身近で大きな信頼を寄せている。 市政と市民の架け橋としてのニュートラルで暖かい感性と先取性にも富んだ議員活動を期待する。 | ご意見として承ります。 |
| 11 | | | 条項を追加 市政を円滑に実施するため、議会と市民の理解を得るため、市長、特別職、市長が指名する市幹部と議会(正副議長、常任委員長、特別委員長)による意見交換会を定期的に行う場を設置することができる。 理由(行政当局と議会の意思疎通が不足している場面が多く見られ市民から見た場合、両者の合意形成の不足をカバーするため) | 必要に応じて全員協議会を開催することによる対応が適切と考えます。 |
| 12 | | | (議会の活動原則)第2条第6号と(議員の活動原則)第3条第2号とは内容が同様なので、いずれかを削除したらどうか。 | 「議会」と「議員」について、その役割や機能の違いからあえて区分したもののなので、原案のとおりとします。 |
| 13 | 第3条(議員の活動原則) | 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。 (3) 議会全体の意思である議決を尊重し、活動すること。 | 第3条(1)～(6)までありますがどれもよくできている思う。(3)の議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成する任務を有するや、(5)、(6)等に期待する。 | ご意見として承ります。 |
| 14 | | | 各議員の議員活動についての具体例が無い。 | 議員活動の具体例は、多岐に及ぶもので、本条項では、議員の活動原則について定めているものであり、個々の具体例は上げていません。 |
| 15 | | | 第2号に、「多様な意見を的確に把握し」とあるが、多様な意見とともに、「市民生活と地域の実情」を的確に把握することも大切だと考える。 | 「市民生活と地域の実情」＝「市政の課題(市民生活と地域の実情を踏まえた)」と捉えています。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----------------|--|--|---|
| 16 | 第3条(議員の活動原則) | (4) 特定の団体及び地域の代表にとどまらず市民全体の福祉の向上を目指して、活動すること。 (5) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。 (6) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。 | 第3号に「議決を尊重」とあるが、議決の結果が条例や決定となり、それが拘束力を持つこととなった場合には、市民としてそれに従うことは、議員としても当然のことだが、議決結果と異なる意見を持つ者が、議決後も自己の意見を保持し、表明し続ける権利は認められるべきであって、その点で、この表現は、誤解または悪用される恐れがある表現なので、改めてほしいと思う。 | 「議決を尊重し、活動すること」を「議決を尊重すること」に修正します。 |
| 17 | | | 「特定の団体及び地域の代表にとどまらず」という文は、議員としての常識であり、あえて入れなくてよいのではないか。 | ご指摘のとおりですが、議員の心構えとしてあえて規定しました。 |
| 18 | | | 第4号は市政全体を見すえて広い視野で市民の福祉の向上を指すとあるが、どのような福祉の向上を目指すのか、具対例が乏しい。 | 福祉の向上の具体例は、多岐に及ぶもので、本条項では、個々の具体例は上げていません。 |
| 19 | 第4条(会派) | 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。 2 会派は、その活動において、政策提言及び政策立案を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。 3 議長は、必要があると認めるとき又は会派代表者からの申出があるときは、会派代表者会議を開催する。 4 その他会派及び会派代表者会議に関する事項は、別に定める。 | 各種団体、会社には定款や規則、規約がある。そういった意味では会派の条項は議会内のルールに相当するもの、規約にすぎないと思うので、議会基本条例の中にこの条項は必要ではないと思う。 | 政務活動、調整の場としての会派代表者会議が置かれており、実効していることから原案のとおりとします。 |
| 20 | | | 理念があつて政策の立案が行われると思うので、「基本政策が一致する議員」を「同一理念を共有する議員」としてはどうか。 | 「基本的政策が一致する議員」を「基本的な理念を共有する議員」に修正します。 |
| 21 | | | 会派に所属しない議員がいたならば、その議員が議会運営に反映されるように配慮することを明記してほしい。 | 会派の結成は任意であり、現在も市議会では無所属の議員に対しては不利益が生じないよう配慮に努めています。 |
| 22 | 第5条(情報の共有及び公開) | 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。 2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とする。 3 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。 | 情報の共有及び公開に関しては市民の多様な生活スタイルに応える難しさもあると思うが、可能な限りの情報開示を試みてほしいと思う。紙ベースが一番誰にでも優しい媒体とも思う。より困難な情報弱者に対しては大変な労力を伴いますが、訪問という手段なりITを駆使したきめ細かな発信を期待する。 | ご意見として承ります。 |
| 23 | | | 議会は議案に対する議員の態度表明を市民に公表することが望ましい。 | 既に議会だよりで公表しています。これからも同様に公表を継続していきます。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----------------|--|--|--|
| 24 | 第5条(情報の共有及び公開) | <p>議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。</p> | <p>条項の追加 議長の指示で前述2項のほか、各委員会に運営方法の手段として議員の他、学識経験者、市民有志の意見陳述の機会を設けることができる。 理由(議員定数の小数化、新人議員等の入れ替え等で常設委員会での意見公開、議会運営の継続性の欠如が見られるため、それらをカバーする手段としての補強ルールとして導入する)</p> | <p>地方自治法に参考人制度があり、その活用を検討する必要があると考えます。なお、議会の附属機関の設置は今後の検討課題とします。</p> |
| 25 | | | <p>第5条「情報の共有及び提供」と第6条「市民参画」はまちづくり基本条例の中にも定めていることからきわめて妥当と思う。</p> | <p>ご意見として承ります。</p> |
| 26 | | | <p>会議の原則公開を規定しているが、全員協議会はこの規定から除いたほうがよいと考える。その理由は、第一に、全員協議会は公式の会議ではないこと、第二に、公式の会議でないため、会議の日時を市民に周知することができないこと、第三に、公開しないで秘密会としなければならない場合は、魚沼市議会会議規則には、議決を必要とすると規定している。しかし、全員協議会を秘密会にしようとしても、公式の会議でないため、「議決」ができないため。</p> | <p>今後、地方自治法第100条第12項に規定されている協議の場として正式に位置付けたいので、公開が原則と考えています。</p> |
| 27 | 第6条(市民参画) | <p>議会は、市民参画のために、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。</p> | <p>議会は市民参画のため市民との意見交換の場を多様に設けることは、有益性がありますが、定例議会終了ごとに意見交換の場を設けてはどうか。</p> | <p>今後の検討課題とします。</p> |
| 28 | 第7条(議会報告会) | <p>議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催する。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p> | <p>「議会報告会を開催する」を「議会報告会を実施しなければならない」とする。 理由(議会報告会実施を義務づけるよう明確にし表現を強化、その内容、方法は現行実施内容を更に強化、前進させる)</p> | <p>議会報告会を開催するという意思を表したもので原案のとおりとします。</p> |
| 29 | 第8条(市長等との関係) | <p>議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との対等な緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その</p> | <p>議会と市長の立場、職能の違いを条例の中で解説し取り入れてほしい</p> | <p>憲法及び地方自治法で規定しているため、本条例には規定しないものです。</p> |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|--------------------|---|--|---|
| 30 | | 他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。 | 「議事機関としての責務」とあるが、「議決機関」としたほうが適当と考える。 | 憲法第93条に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されているので、法律上の趣旨を明確にするために原案のとおりとします。 |
| 31 | 第9条(政策等の形成過程の説明要求) | 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。 2 議会は、市長が議決事件に含まれない基本計画等の重要な政策等を策定又は変更するときは、あらかじめ、市長に議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 32 | 第10条(議決事件) | 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定又は変更とする。 | 条項の追加 市当局は第三者(学識経験者他)を含めた専門委員会を設置することができる。 議会は議員の他、専門的知識を持つ有識者、一般市民を含めた特別委員会を議長の元に設置することができる。 理由(議員定数が減少する中で市当局、議会とも広義の提案、審議が不足、不十分と思われる案件が発生すると思われるため、組織、手段をカバーするため) | 参考人制度があり、その活用を検討する必要があると考えます。なお、議決権を持った特別委員会の設置は法制上できませんが、附属機関の設置は今後の検討課題とします。 |
| 33 | | | 「事件」というと一般的には犯罪や刑事事件ということを想起させ、いかにも議会用語だが、「議決案件」ではだめなのか。 | 地方自治法第96条第1項において「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と規定されているので、法律上の趣旨を明確にするために原案のとおりとします。 |
| 34 | 第11条(政策提言及び政策立案) | 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策提言及び政策立案を行うものとする。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 35 | 第12条(議会運営) | 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、就任を希望する者に対し所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。 | 議会運営等については地方自治法等法律に則って図られることから、私たち市民はそれを厳粛に捉え、共に少子高齢社会へ加速する中においても、より良い魚沼市、住み良い幸福感に満たされ交流人口を生み活力に満ちた自治体になるよう議員の皆さんの聡明で暖かいアクティブな活動を支持し期待する。 | ご意見として承ります。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----------------------|---|--|---|
| 36 | | | 議長の議会運営等の評価については定例会終了後、必ず行うように願う。 | ご意見として承ります。なお、議会終了後は、議会運営委員会で、課題の検討や改善の模索をし、議会改革を進めていくこととしています。 |
| 37 | | | 「議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。」は第2条の議会の活動原則や第3条の議員の活動原則の条文に類似したものであり、全文削除して(議長及び副議長の選挙)として第2項を第12条の条文にした方がスッキリする。 | 議会運営の基本をうたったものであるため、原案のとおりとします。 |
| 38 | | | 議会運営の基本原則を述べた条文だが、ここでは、議会が言論の府であることにかんがみ、議員の発言の権利と機会を最大限に保障することを議会運営の基本原則とすることを述べるべきではないかと考える。 | ご意見として承ります。 |
| 39 | 第13条(委員会) | 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策提言及び政策立案を積極的に進めなければならない。 2 委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持に努めなければならない。 | 条項の追加 重要事項の審議については常任委員長の判断により常設委員会において有識者及び市民(団体含む)の意見、陳述を求めることができるとする。 理由(議員定数の減少で常設委員会の人数減少で意見が片寄ったり、検討不足とならぬようにカバーする組織、手段とする) | 委員会が所管事務の調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができることが、委員会条例で規定されています。 |
| 40 | 第14条(会議における質問及び質疑応答) | 議会審議における質問及び質疑の応答等は、次に掲げるとおりとする。 (1) 質問は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とし、通告により行うものとする。 (2) 通告は、通告書により議長が定める期日までに、質問事項、論点等をわかりやすいよう記載し、提出しなければならない。 (3) 本会議における質疑は、一議員、一議題について総括質疑として3回までとし、委員会における質疑は一問一答方式として質疑回数を制限しないことを原則とする。 (4) 市長等は、議員の質問、政策提言等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 | 議員と市長等との質疑応答について、争点を明確にするため一問一答方式での議会での質疑応答が望ましい。 | 本会議において平成24年第2回定例会から、一問一答方式も選択できるようにしました。 |
| 41 | | | (3)「本議会における質疑は・・・総括質疑として3回までとし」の後に「、当局の回答が不十分の場合、議長の判断(権限)で5回まで延長することができる。」を追加する。(条件付で拡大する) 条項の追加 議員の質問事項(項目)が同じで複数の人数が重なる場合、議会事務局が事前に市当局と調整し個別答弁とせず、一括回答集中審議(質問)とし、必要な場合個別答弁ができるものとする。 理由(議員の同内容の質問の重複が構みられ、整理して集中討議した方が分かりやすく充実できるので改善すべきである) | 会議規則に規定すべき事項であり、ただし書きで3回以上も可となっています。しかしながらその場合であっても1回追加ということが適当とされています。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|-----------------|---|---|---|
| 42 | | | 本条項も第4条の会派と同様、議会のルールを定めたもので規約に相当するものであり、条例に定めなくてもよいと思う。 | 言論の府といわれる議会の発言のルールを条例に規定することで明確にするため、原案のとおりとします。 |
| 43 | | | 第4項に、市長等の反問権を規定しているが、議員には、市民を代表して市政運営に関して市長に質問する権利があり、市長はこれに対して答弁する義務があることは、市民の「知る権利」保障する立場から言って当然ですが、市長等にも、個々の議員に対して質問する権利を認めることには疑問がある。 行政執行権を持つ市長に、議員と同等の質問権を認めるならば、首長と議会の対等の原則が事実上崩れてしまうのではないのでしょうか。 | 議会における審議等が市民にとってわかりやすいものになるため、また、議論を深めるための反問権は必要であると考えます。 |
| 44 | 第15条 (政務活動費) | 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の執行に当たっては、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年魚沼市条例第11号)を遵守し、市民への説明責任を果たさなければならない。 | 政務活動費については、各議員で研修内容、金額の提示を明確に公表願いたい。 | 政務活動費については、現在も閲覧が可能ですが、より透明性を増すためにも、公表方法について検討していきます。 |
| 45 | | | 条項の追加 政務調査費の使用実績については毎月、所定の用紙で議会事務局に提出しなければならない。 議会事務局は年1回各個人の実績を所定用紙(様式)で市民に公表するものとする。 理由(現在の政務調査の実態と実績を広く市民に公開し、議員活動の実態を市民からの評価の一助として公開すべきである。) | 透明性の確保及び公開については、関係条例に規定していますので、本条例には規定しません。なお、制度について引き続き検討していきます。 |
| 46 | | | 政務活動費について、透明性・説明責任を果たすために公開方法の明示が必要だと思う。(例えば議会だより、広報などで) | 政務活動費については、現在も閲覧が可能ですが、より透明性を増すためにも、公表方法について検討していきます。 |
| 47 | 第16条 (議会の研修) | 議会は、議会及び議員の政策提言及び政策立案の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。 | 条項の追加 政策提言能力を高める手段として各議員は後援会組織の一部としてブレーンを持つことができる。その人数は2名までとし、その氏名を議会事務局に登録するものとする。 理由(現在の議員の資質と政策提言能力がバラツキが多く、必ずしも高いとは言えないため、補助機能としてブレーンを持ちカバーするもの) | ブレーンを持つことは、議員個人において対応すべきことと考えます。 |
| 48 | | | 第3条の議員の活動原則第6項に「不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。」とあるので、本条項は不要ではないか。 | 議会としての研修の実施を規定しているものであるため、原案のとおりとします。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----------------------|---|---|---|
| 49 | 第17条 (交流及び連携の推進) | 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 50 | 第18条 (議会事務局の体制整備) | 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 51 | 第19条 (議会図書室) | 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。 | 図書室については、一般市民の利用は可能ですか。また、議員の活用状況について提示。 | 現在、図書室としての十分な機能を有していないため、一般市民の利用等は考えていません。また、議員の活用状況についての調査もしていませんが、今後の検討課題とします。 |
| 52 | | | 本条項も不要と思う。 | ご意見として承ります。 |
| 53 | 第20条 (予算の確保) | 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。 | 予算の確保とありますがどのように確保するのですか。 | 議会運営に必要な予算を精査し、執行部へ予算要求します。 |
| 54 | 第21条 (議員の政治倫理) | 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。 | 市民の代表なので、高い倫理的義務が課せられることは当然である。また、議員の意識改革も大事だと思う。 | ご意見として承ります。 |
| 55 | 第22条 (最高規範性) | この条例は、議会の最高規範であって、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。 | (ご意見はありませんでした。) | |
| 56 | 第23条 (検証及び見直し) | 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。 | 「定期的に検証するものとする。」とあるが、議員の一任期は4年間であり、定期的とは解説には2年を目途にとあるが、解説を読まないとい何年が定期的なのかわからない。この表現は再検討した方がいいと思う。 | 当市議会の常任委員会の任期が2年であることから2年を目途としているものです。なお、地方分権により地方自治制度も大きな改正がなされ、また、なされようとしていることからこれらに対応するためものです。 |
| 57 | 全体 | | 行政と議会と市民が共に手を取り合える透明で情報開示が行き届き様々な企画等に誰でも参画できる条例であってほしいと思う。ますます開かれた市政が求められる社会においてこの条例が大きな意味を持ち市民に受け入れられる事を期待を持って望んでいる。 | ご意見として承ります。 |

魚沼市議会基本条例(案)へのパブリックコメント及び市議会の考え方

| No | 条項 | 条文 | ご意見の概要 | 市議会の考え方 |
|----|----|----|---|---|
| 58 | 全体 | | 市全体の代表として、市民の意見等を的確に捉え、議会活動に反映されることが大事である。素案に終わることなく改革を願うのみ。 | ご指摘のように心がけていきます。 |
| 59 | 全体 | | 第8章、第9章、第10章はそれぞれ条文がひとつしかないので、わざわざ章立てして分ける必要はないと感じる。(章をたくさん設ける必要はない。)また、第9章は前文に織り込んだほうが妥当。 | ご意見として承ります。 |
| 60 | 全体 | | 議会基本条例は議員諸氏自らが市民に示すものだから、市民が理解できる文章表現や内容でないとせっかくの条例化が意味をなさない。全般的にもう少し章や条文を整理し、簡潔にまとめた方がいいという印象を持つ。また、魚沼市議会規則や会派に関する内規もあるわけだから、条例で定めるものと規則等で定めるものをはっきり分けして本条例案を検討いただきたい。 | 議会基本条例は、議会の基本的事項を規定した最高規範として位置付けています。したがって、議会運営の細かなことについては、この規範のもとに、委員会条例、会議規則をはじめとした各種規程や内規としての要綱などが整備されることとなります。なお、当市においては、「執行機関、議会、市民団体等」を全体を網羅した自治基本条例を制定していないことから、議会としての基本条例を制定するものであり、市民の皆様からいただいたパブリックコメントを検討し修正をした上で、平成26年4月1日に制定したいと考えています。また、引き続き検証の上、時代にあった見直しを不断に行っていくこととしていますので、今後も見守っていただくとともに、ご意見をいただきたいと考えます。 |
| 61 | 全体 | | 本条例案に反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第5章から始まる議会運営については議会活動の根幹ともいえる質問の形態なども含め、ここまで細かく規定することが果たして議会の活性化に寄与するか疑問であり、むしろ自由な言論の府としての議会の制限しすぎている。 ・前文は、市議会の役割や機能をうたっているものであり本条例設置の必要性についての説明にはなり得てない。 ・選挙によって選ばれた選良に対し、こうした条例で縛ることを私はすべきでないと考える。 ・第1条目的から始まる各条項について、本条例であえて言及する必要が感じられない。議会の基本姿勢や議員の行動規範を謳ったものでしかない。 ・第12条(議会運営)では「民主的かつ効率的」という、相反する取り組みを表し、あたかもこうした事が可能であるかのような誤解をあたえている。 ・本条例には判断基準が明確でない上、違反にたいする罰則規定が無い。 | ご意見として承ります。 |